第十一条の次に次の一条を加える。

（火山調査研究推進本部）

第十一条の二　火山調査研究推進本部については、活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　永岡　桂子

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十一号

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

（中小企業信用保険法の一部改正）

第一条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「担保（」の下に「当該中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている者（法人に限る。）以外の者である場合にあつては、」を加える。

第三条の四第一項中「。以下同じ」及び「（当該中小企業者が法人である場合にあつては、流動資産（必要に応じその法人の代表者である保証人の保証を含む。）のみ）」を削る。

第三条の五第一項、第三条の六第一項、第三条の七第一項及び第三条の八第一項中「債務の保証」の下に「（当該中小企業者が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）」を加える。

第三条の九第一項中「債務の保証」の下に「（当該再生中小企業者が第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）」を加える。

第十五条中「」において」を「」における申請に基づく同項の認定に基づき」に改める。

本則に次の一条を加える。

（適用除外）

第十九条　特例中小企業者（第二条第六項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第二項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、第二条第六項の認定を受けたものに限る。）に対して株式会社商工組合中央金庫が行う貸付けに係る債務の保証については、第十五条の規定は、適用しない。

2　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十二条の三に規定する危機対応業務として行う貸付けに係る債務の保証については、本法の規定は、適用しない。

附則第六項を削る。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第二条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十条」を「―第四十条」に、「第八章の二　商工組合中央金庫電子決済等代行業（第六十条の二―第六十条の三十四）」を「第八章の二　商工組合中央金庫電子決済等代行業（第六十条の二―第六十条の三十四）　第八章の三　指定紛争解決機関（第六十条の三十五―第六十条の三十七）」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第六条第一項中「会社法」の下に「（平成十七年法律第八十六号）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「第二号から前号まで」を「前各号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第二号から前号まで」を「前各号」に改め、同号を同項第十一号とする。

第八条第一項中「政府以外のものであつて、」を削り、同条第二項中「政府以外のものに限る。」を削る。

第十四条中「除く。）」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第十九条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

一　商工組合中央金庫の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社である場合にあつては、商工組合中央金庫の常務に従事する取締役及び執行役）　商工組合中央金庫の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

二　商工組合中央金庫の監査役（監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員）　商工組合中央金庫の取締役（会計参与設置会社である場合にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

三　商工組合中央金庫の監査委員　商工組合中央金庫の執行役及び取締役（会計参与設置会社である場合にあつては、執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

第二十一条第一項第二号及び第三項第一号中「第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号」を「第六条第一項第一号から第九号まで及び第十一号」に改め、同項第七号中「金融商品取引法」を「有価証券関連業（金融商品取引法」に、「営む」を「いう。以下同じ。）を営む」に、「）又は」を「第三十九条第一項第二号において同じ。）又は」に改め、同項に次の一号を加える。

十　前各号に掲げる者のほか、政令で定める事由により融資対象団体等でなくなった者

第二十一条第四項に次の四号を加える。

二十二　機械類その他の物件を使用させる契約であって次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

イ　契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ　使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ　使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。